

情報公開請求から不服審査請求にいたる経緯
～私たちが勝ち取った2つの慣例突破～

I 公文書公開・非公開通知書の宛先変更を勝ち取ったこと

2011年5月11日～ 毎月11日ゲート前座り込み行動開始、継続。

2016年2月～ 八幡浜警察署がゲート前座り込み行動の道路使用許可申請を求める、継続。

2016年7月24日 伊方原発周辺で集会

2016年8月11、12日 伊方原発周辺で集会

2016年8月25日 渡部伸二県議に依頼し、情報公開請求。(7,8月集会の経費について)

2016年10月21日 公文書公開決定通知書(部分公開)・公文書非公開決定通知書を受け取った。ほとんど黒塗りだった。

2017年3月7日 **原発さよなら四国ネットワーク**(担当:土居立子)が改めて情報公開請求をした。

請求内容:毎月11日ゲート前座り込みと7,8月集会における、異常警備をするに至った経緯と経費について。

請求し直した理由:団体として請求することにより、多くの人が今後の県警とのやりとりに参加できるから。

2017年5月31日 **土居立子宛て**の公文書公開決定通知書(部分公開)9件・公文書非公開決定通知書4件を受け取った。

土居立子宛てになっていることに抗議し、請求者である”原発さよなら四国ネットワーク”に宛先を変えるよう求めたが、「代表者と事務所のない団体に対しては、慣例として個人宛てとしている。」と拒否された。

2017年6月16日 県警本部長宛てに「原発さよなら四国ネットワークが2017年3月7日、貴職に対して行なった情報公開請求に対し、貴職が請求者宛てに情報公開を行なわなかったことに抗議し、再度請求者(原発さよなら四国ネットワーク)宛てに情報公開することを要請する。」旨の抗議・要請文を提出しようとしたところ、受け取りを拒否された。

しかし県警は「あなた方の利便性を考え、他県にも問い合わせた結果、宛先は変更することにした。」と慣例を改め、代表者と事務所のない当団体を、宛先にするこ

とを認めた。(get!①)

2017年7月5日 県公安委員会委員長宛てに「愛媛県警が当団体からの抗議・要請文を受け取らなかったことに対する指導要請」を提出した。

2017年8月9日 県公安委員会から、7月5日に提出した指導要請に対して、「いずれも不適切と判断される事実は認められませんでした。」という回答があった。

II 口頭意見陳述を勝ち取ったこと

2017年8月29日 5月31日の通知書は黒塗りだらけで、憲法で保障されている知る権利が実現されていないので、県公安委員会に不服審査請求を行なった。

2017年8月31日 追加審査請求事項を提出した。

2017年12月29日 県公安委員会に不服審査請求がどうなっているのかを電話できいた。監察官室(別府)「今、県に諮問している。自分たちは、受け取っただけなので、わからない。県警広報県民課にきいてくれ。」という返事だった。すぐに広報県民課(三好)に電話したが、席をはずして話せなかった。

2018年2月15日付 県公安委員会(差出人:県警広報県民課)から原発さよなら四国ネットワーク宛てに、「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(案)」が出された。

2018年2月21日付 県情報公開・個人情報保護審査会(差出人:県広報広聴課)から原発さよなら四国ネットワーク宛てに、「反論書の提出について(通知)」が出された。

『提出期限 4月27日(金)』

2月7日付、9日付 県警本部長から県公安委員会への「弁明書」同封。

2018年4月3日 県広報広聴課に行き、反論書の提出期限を10月1日に延ばすよう交渉した。

2018年4月5日付 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会から原発さよなら四国ネットワーク宛てに、「反論書提出期限の延期について」が出された。

『提出期限 10月1日(月)』

2018年5月10日 「行政不服審査法の改正の趣旨に基づき、処分庁(県警本部長)の上級庁である公安委員会に求められている審査手続きが、行われていない。」というこ

とを、電話で伝えた。(奥村)

- ① 県の審査会の担当/県広報広聴課(伊藤):「それは審査庁(県公安委員会)の手続きであり、自分は関与していないので、担当部署にきいてほしい。」
- ② 県警の審査請求の担当/県警監察課(渡辺):「愛媛県情報公開条例における審査手続きに基づき行なっている。行政不服審査法の改正に適合した手続きであると認識している。」

2018年5月15日 学習会を通して、この通知書が県情報公開・個人情報保護審査会から出されていることによって、県公安委員会が開くべき口頭意見陳述が抜かされていることに、気づいた。

2018年5月17日 県広報広聴課に行き、口頭意見陳述の場を設けるよう要望したが、県広報広聴課(伊藤、村上)は、「それを決めるのは、審査庁である公安委員会なので、我々はそれについて、指図する権限はない。」と回答した。
この県広報広聴課の無責任な態度に、私たちは怒りまくって、県警に口頭意見陳述の要請をするため、22日訪問のアポをとった。

※この間県警は、口頭意見陳述について、行政不服審査法の改正を調べたもよう。

2018年5月22日 県警を訪問した。

監察官室(渡部、別府)、広報県民課(三好、梶川):「口頭意見陳述を抜かしていました。すいません。」

私たちは大いに喜んだ。(get!②)

が、その後県広報広聴課(伊藤、村上)に行き、県警での報告をし、県広報広聴課としての改善(各実施機関に、口頭意見陳述の場を設けることができると周知すること)を求めたが、「よその家のもめごとに口をはさむことになるから……。」と拒否された。ガックシ。

ただいま反論書準備中!

Ⅲ 次は何を勝ち取れるのか? ……楽しみ。

2018年7月27日 原発さよなら四国ネットワーク作成